

**住 宅 宿 泊 事 業 特 別 部 会 委 員 名 簿**

番号	委員の別	氏 名	所属及び職	専門分野等	任期
1	委員	塙本 善弘	岩手大学人文社会科学部 准教授	社会学	R3.4.1～R4.3.31
2	委員	生田 弘子	カシオペア環境研究会 顧問	環境学習	R2.4.1～R4.3.31
3	委員	佐藤 康	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	旅館ホテル業	R2.4.1～R4.3.31
4	専門委員	及川 武芳	いちのせきニューツーリズム協議会 幹事	農泊推進	R3.6.1～R5.3.31
5	専門委員	田村 泰俊	岩手県立大学 客員教授	行政法	R3.6.1～R5.3.31
6	専門委員	宮井 久男	岩手県立大学 名誉教授	観光学	R3.6.1～R5.3.31

## 住宅宿泊事業特別部会設置要綱

### (設置)

第1 岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号。以下「環境審議会条例」という。）第8条第1項及び岩手県環境審議会運営規程第8条第2項の規定に基づき、住宅宿泊事業特別部会（以下「部会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2 部会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業の執行状況に関すること
- (2) 住宅宿泊事業法施行条例（平成30年岩手県条例第51号。以下「条例」という。）に規定する制限する区域・期間に関すること
- (3) 条例に規定する制限の適用除外に関すること
- (4) その他住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化の防止のために必要な措置などに関すること

### (庶務)

第3 部会の庶務は、県民くらしの安全課において処理する。

### (補則)

第4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

### 【参考】

#### 1 住宅宿泊事業法の概要

##### ア 住宅宿泊事業法

一般住宅に有料で客を宿泊させる「民泊」のルールを定めた法律であり、家主が都道府県等へ届出することにより、年間180日まで宿泊サービスを提供できる。

##### イ 都道府県の役割

住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するため、条例で区域・期間を定め、住宅宿泊事業の実施を制限することができる。（法第18条）

#### 2 住宅宿泊事業法施行条例の概要（条例施行日：平成31年2月1日）

##### (1) 営業制限する区域・期間等（条例第2条）

① 学校・児童福祉施設の周囲100m以内の区域、住居専用地域等  
⇒ 平日の営業を制限（学校周辺の地域にあっては、長期休業期間の営業は可）

② 制限区域・期間の適用除外

⇒ 生活環境の悪化の防止措置が講じられている事業であると知事が認めた場合は、制限を解除

##### (2) 検討規定（附則第3項）

県内の住宅宿泊事業の実施状況を踏まえた上で、条例施行後3年を目途に必要な措置を検討

⇒ 令和3年度は、条例附則第3項に基づく条例改正の要否等検討を実施